

「税法学」の執筆要領

2013年5月25日	本部会議制定
2013年6月8日	役員会報告
2014年5月31日	本部会議改定
2014年6月14日	役員会報告
2016年4月9日	本部会議改定
2016年6月12日	役員会承認
2017年6月10日	役員会承認
2021年6月13日	役員会及び総会承認
2023年6月25日	役員会及び総会承認
2024年6月9日	役員会及び総会承認

税法に関する研究活動とは、他の科学諸領域のそれ（文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」（平成26年8月26日）第1節1参照）と同様、先人の研究業績を踏まえつつ、事実やデータを踏まえ、自己の新たな知見を創造し、知の体系構築を行うことです。データや事実の捏造や改ざん、盗用はこのような研究活動の本質を歪めるとともに、掲載誌の信用権威を損ないます。また日本税法学会税法学投稿規程では、「税法学」掲載諸原稿が独自性を持った未公表の原稿であることを担保し、著作権に関する紛争を予防するために二重投稿の禁止（3条1項3号）や自己盗用の禁止（同6号）を定めるなど、独自の研究者倫理規程を設けています。「税法学」に掲載する原稿は、上記研究活動の成果の恒久的公表であり、またそれ自身が「税法学」の信用権威を確立するものであることをどうかご認識ください。

原稿の執筆に当たっては、日本税法学会税法学投稿規程のほか、この執筆要領をよく読んでください。不明な点等がありましたら、所属地区の研究委員長（「税法学」編集委員）を通じて、編集委員会にお問い合わせください。

I 「税法学」への掲載について

1 総則

- (1) 原稿の執筆に当たっては、後掲「II 文献・判例等の出典の表示方法等について」を厳守しなければならない。
- (2) 表記の統一のため、編集委員会は、用字用語の表記を修正することができる。
なお、用字用語の表記については、原則として、ぎょうせい公用文研究会編『最新公用文用字用語例集 改定常用漢字対応 増補版』（ぎょうせい、2022年）によるものとする。

- (3) 論説・判例研究・外国税制研究・書評の4種類以外の原稿を執筆しようとする場合には、脱稿までに編集委員会にその旨を申し出てその承認を得るものとする。
- (4) 原稿は、楷書で横書き、ひらがな、新仮名遣いの口語体とし、当用漢字を使用する。改行の際には冒頭を1字空け、改行後1行空けは行わない。数字はアラビア数字で表記する。
- (5) 論文冒頭に要約を付けない。
- (6) 外国語文献の引用は、一貫した引用方法を用いる。この場合において、地区査読等及び編集委員長査読の過程で求めがあるときは、使用する引用方法について説明するものとする。
- (7) 電子書籍・電子媒体を引用する場合には、それが紙媒体と頁などが異なるときは、電子媒体であることを明記し、該当箇所を見出しやパラグラフ・ナンバーなどで示す。
- (8) 自己の執筆した先行業績を引用する場合には、他人の業績と同様の方法で引用する。

2 原稿の分量

- (1) 通常号の原稿の分量は、「論説」については原則として2万字～3万字、「論説」以外の種類の原稿については原則として1万字～2万字、とする（字数は実数。欧文単語及びURLについては1単語が1字。原稿タイトル（英文タイトル含む）、執筆者名（ローマ字表記含む）及び目次、注を含む原稿全体の字数による。Microsoft Wordで算定される「単語数」はこの字数を示すものとみなす）。
ただし、原稿分量がこれらの下限又は上限を2割以上下回る又は上回ることが見込まれる場合には、執筆者は、原稿締切の1か月前までに、その下回る又は上回る分量及び理由を編集委員会に申し出て、その承認を得なければならない。この場合において、編集委員会は、当該号の掲載原稿の数及び総分量と、当該執筆者が申し出た下回る又は上回る分量及び理由とを総合勘案して、その申し出について判断するものとする。
- (2) 記念号の原稿の分量についてはその都度別途定める。
- (3) 図表は、刷り上がり1頁当たり1400字と換算する。

3 原稿のタイトル

- (1) 日本語サブタイトル（△△△）を付ける場合は「□□□—△△△—」というように全角ダッシュ（エムダッシュ）を前後に付ける。英語サブタイトルは：（コロン）でつなぐ。
- (2) 欧文タイトルは英語で表記する。英語タイトルは、単語のうち、冠詞、接続詞、4字以下の前置詞以外の

単語の1字目は大文字で表記する。また、英語の用語法は法務省の「日本法令外国語訳データベースシステム」（「法令用語日英標準対訳辞書」の最新版）に準拠する。また直訳に必ずしもこだわる必要はなく、google 翻訳などを参考にしてもよい。

- (3) 「判例研究」にはタイトルに対象判決（決定及び裁決を含む）を必ず付記しなければならない。その際、判例集（裁決集含む）として、判例秘書、LEX/DB、TAINS、Westlaw等の判例データベース（以下「判例データベース」という）を表記する場合、対象判決を掲載する公判判例集があるとき、又は対象判決を掲載する公判判例集はないが対象判決が裁判所ウェブサイトに掲載されているときは、判例データベースは公判判例集の巻号頁または「裁判所ウェブサイト」の表記の後に併記するものとし、対象判決を掲載する公判判例集がないとき及び対象判決が裁判所ウェブサイトにも掲載されていないときは、[未公刊・裁判所ウェブサイト未掲載]（裁決の場合には単に [未公刊]）と記した後に判例データベースを表記するものとする。公判判例集・裁判所ウェブサイト・判例データベースのいずれにも掲載がない対象判決を取り上げる場合には、読者による検索と原典入手の便宜のため、判決及び決定の場合には [未公刊・裁判所ウェブサイト未掲載] の後に、丸括弧で事件番号を示し（令和〇年（〇）〇号）、裁決の場合には [未公刊] の後に、丸括弧で支部と事件の種類、裁決番号を示す（東裁（法）令〇第〇号）。

4 原稿の見出し

- (1) I II III IV V ……
1 2 3 4 5 ……
(1) (2) (3) (4) (5) ……
(i) (ii) (iii) (iv) (v) ……
① ② ③ ④ ⑤ ……

- (2) 原稿には必ず目次を付けることとする。目次に記載する見出しは、前記の原稿見出しのうち、2列目（I II III IV V ……、1 2 3 4 5 ……）までとする。「はじめに」や「おわりに」も見出し番号を振る。

5 執筆者の肩書き

- (1) 執筆者の肩書きについては、執筆者の主たる職業（2つまで）を表記する。大学教員については所属する大学及び学部又は大学院の名称を職名に付記する。
- (2) 執筆者が大学院に在籍する場合は、在籍する大学及び大学院の名称に在籍課程及び学年を付記し、有職者であるときは主たる職業を先に併記する。

【例】

〇〇大学大学院□□研究科博士前期課程2年*

* 在籍年数が2年を超える場合は「2年」と記載する。

税理士・〇〇大学大学院□□研究科博士後期課程3年*

* 在籍年数が3年を超える場合は「3年」と記載する。

II 文献・判例等の出典の表示方法等について

1 文献・判例等の出典の表示方法

掲載原稿で引用参照する文献・判例等の表示方法は、基本的には、法律編集者懇話会・特定非営利活動法人法教育支援センター編「法律文献等の出典の表示方法〔2014年版〕」（ダウンロード：<https://houkyouikushien.wixsite.com/bunken>）に準拠するものとするが、これを基にしてアレンジした以下の表示方法によってもよいこととする。

文献・判例等の出典の表示方法については、各自の判断で選択が認められていますが、選択した表示方法は、原稿の中で一貫させるよう注意してください。

(1) 雑誌論文（座談会・シンポジウム含む）

①執筆者名 ②論文名 ③掲載雑誌名 ④掲載巻号頁 ⑤発行年 ⑥引用参照箇所 ⑦同一著者による別論文・著書（初出）が同一注で引用されている場合や座談会・シンポジウム発言者の注記

《注》 ①：判例時報所収の各裁判例の匿名解説など、匿名の場合には「匿名記事」と表記する。共著者が2名の場合は共著者の間に＝を付ける。3名以上の場合は1名のみを表示し、その他の共著者については「ほか」と表示する。座談会の場合には出席者名を共著論文の例に従って表示する。日本税法学会の大会シンポジウムのように、発言者・登壇者が限定されていないシンポジウムの場合には執筆者名を省略する。

②：論文名にはカギ括弧「」を付ける。

③：掲載雑誌名は略称（法律編集者懇話会等編「法律文献等の出典の表示方法」参照）を用いてもよい。

④：引用参照文献の最初の掲載頁は省略してもよい。引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。

⑤：発行年は括弧（）を付ける。「年」の表記を省略してもよい。

⑥：⑤発行年の前に記してもよい。

⑦：同一著者による当該論文とは別の初出論文・著書が同一注で引用されており、かつ当該論文を後の注で引用する場合及び執筆者名が省略されたシンポジウムの場合には、後の注での引用形式を、執筆者の姓（シンポジウムはその旨）と当該論文の略称で [] 内表記しておく。座談会・シンポジウムの発言者については（）内でフルネーム表記し、「発言」と記載する。

【例】

☆田中勝次郎「シャツの純資産増加説と認定賞与」税法3号1頁（1951年）4-5頁。

☆田中勝次郎「シャツの純資産増加説と認定賞与」税法3号4-5頁（1951）。

☆田中勝次郎「シャツの純資産増加説と認定賞与」税法3号4-5頁（1951）[以下、田中「シャツ」と引用]。*同一著者の別論文・著書（初出）が同一注で引用されている場合に限る。

★「デジタル化への税法の対応をめぐる法的諸問題（第 113 回大会シンポジウム）」税法 590 号 197 頁（2023）〔以下、シンポジウム「デジタル化」と引用〕〔田中治発言〕。

《前掲論文の表記》：執筆者の姓・前掲注（執筆原稿中で最初に引用参照した注の番号）引用参照箇所（頁）。初出時に論文略称を示してある場合には、その形式に従う。初出注と同一注内で引用する場合には、執筆者の姓・引用参照箇所（頁）、または同論文・引用参照箇所（頁）として表記する。同一注内で同一姓の複数執筆者がいる場合には、執筆者をフルネームで表記するか、田中（勝）のように名の略称を（ ）で表記する。

また、直前の注でその論文のみ引用するときは、同上・引用参照箇所（頁）でもよい。この場合、同じ頁を参照する場合は、引用参照箇所（頁）を省略し、同上のみでもよい。

【例】

☆田中・前掲注(5)5 頁。

☆田中「シャツ」・前掲注(5)5 頁。＊初出箇所（頁）で当該論文の略称が示されている場合に限る。

☆田中（勝）・5 頁。＊初出注と同一注内で引用する場合、及び同一注内で同一姓の複数執筆者がいる場合の例示である。

☆同上・5 頁。＊直前の注でこの論文のみが引用されている場合に限る。

★シンポジウム「デジタル化」・前掲注(5)197 頁〔田中治発言〕。

○雑誌略称例

〔税法〕	税法学
〔シュト〕	シュトイエル
〔租税〕	租税法研究
〔税通〕	税経通信
〔税弘〕	税務弘報
〔週税信〕	週刊税務通信
〔月税事〕	月刊税務事例
〔税事例〕	税務事例研究
〔租研〕	租税研究
〔税大論叢〕	税務大学校論叢
〔税ジャ〕	税大ジャーナル
〔最判解〕	最高裁判所判例解説
〔新判解 Watch〕	新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊 速報判例解説）

《注》税、税理などは略称を用いない。『最高裁判所判例解説』（法曹会）は引用形式につき雑誌扱いとする。判例百選、重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）、『最高裁判所判例解説』の表記については後掲(3)参照。その他の雑誌増刊号はその内容に応じて単行本・共著論文集とすることもできるが、その場合には雑誌増刊号であることを明示する。TKC ローライブラリー提供の新・判例解説 Watch ウェブ版も書誌表示に従い紙媒体の掲載号掲載頁で引用する。税研の最新租税基本判例 70 など独自書名を持つ特別号は、読者の便宜のため「税研

208号（最新租税基本判例70）○頁」のように、号数表記の後に丸括弧でその旨を記してもよい。

(2) 単行本

(i) 単独著書の場合

①著者名 ②書名 ③発行所及び発行年 ④引用参照箇所、⑤同一著者による別論文・著書（初出）の引用がある場合の注記

《注》②：書名には二重カギ括弧『』を付けるか、又は著者名と書名との間に中黒・を付ける。

③：発行所名と発行年との間に「中黒・」又は「読点、」を付ける。発行年には「年」の表記を省略してもよい。

④：引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。

⑤：同一著者による当該著書とは別の初出論文・著書が同一注で引用されており、かつ当該著書を後の注で引用する場合には、後の注での引用形式を、執筆者の姓と当該著書の略称で [] 内表記しておく。

【例】

☆杉村章三郎『租税法学概論』（有斐閣・1956年）23頁。

☆杉村章三郎『租税法学概論』（有斐閣、1956）23頁。

☆杉村章三郎『租税法学概論』（有斐閣、1956）23頁 [以下、杉村『概論』と引用]。* 同一著者の別論文・著書（初出）が同一注で引用されている場合に限る。

《前掲書の表記》：著者の姓・前掲注（執筆原稿中で最初に引用参照した注の番号）引用参照箇所、

初出時に著書略称を示してある場合には、その形式に従う。初出注と同一注内で引用する場合には、執筆者の姓・引用参照箇所、または同書・引用参照箇所として表記する。

同一注内で同一姓の複数執筆者がいる場合、及び直前の注でその書籍のみ引用する場合の形式は、(1)雑誌論文の例に従う。

【例】

☆杉村・前掲注(20)23頁。

☆杉村『概論』・前掲注(20)23頁。* 初出箇所当該著書の略称が示されている場合に限る。

(ii) 共著書の場合（共著論文集については後掲(iii)、加除式著書については後掲(vii)参照）

①共著者名 ②書名 ③発行所及び発行年 ④引用参照箇所、⑤執筆者名、⑥同一著者による別論文・著書（初出）の引用がある場合の注記

- 《注》①：共著者が2名の場合は共著者の間に＝を付ける。3名以上の場合は1名のみを表示し、その他の共著者については「ほか」と表示する。なお、編者を兼ねる著者については名前の後に「編著」を付ける。また、監修者・編集代表がいる場合は、監修者名・編集代表名も表示する。
- ②：書名には二重カギ括弧『』を付けるか、又は著者名と書名との間に中黒・を付ける。論文名にはカギ括弧「」を付ける。
- ③：発行所名と発行年との間に「中黒・」又は「読点、」を付ける。発行年には「年」の表記を省略してもよい。
- ④：引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。
- ⑤：引用参照箇所の執筆者には括弧〔〕を付ける。
- ⑥：同一共著者による当該共著書とは別の初出論文や共著書が同一注で引用されており、かつ当該共著書を後の注で引用する場合には、後の注での引用形式を、執筆者の姓と当該共著書の略称で〔〕内表記しておく。

【例】

☆杉村章三郎＝渡邊宗太郎『行政法各論（上）財政法・工業所有権法（新法律學全書第3巻上）』（インターナショナルブツク・1949年）112頁〔杉村章三郎〕。

★中川一郎編著・税法体系（全訂増補版）（ぎょうせい、1977）4頁〔中川一郎〕。

□田中治監修／近畿税理士会編『税理士と実務家のための租税回避行為をめぐる事例研究一判例に学ぶ税務判断の指針』（清文社・1998）30頁〔田中治〕。

《前掲書の表記》：共著者（監修者・編集代表者が先に来る場合にはその者）の姓（編者・監修等であればその旨。編集代表は「編代」と略称）・前掲注〈執筆原稿中で最初に引用参照した注の番号〉引用参照箇所の頁〔執筆者名〕。初出時に共著書略称を示してある場合には、その形式に従う。初出注と同一注内で引用する場合には、執筆者の姓・引用参照箇所の頁、または同書（または同論文）・引用参照箇所の頁として表記する。同一注内で同一姓の複数執筆者がいる場合、及び直前の注でその書籍のみ引用する場合の形式は、(1)雑誌論文の例に従う。

【例】

☆杉村＝渡邊・前掲注(25)112頁〔杉村〕。

★中川編著・前掲注(36)4頁〔中川〕。

□田中監修・前掲注(50)30頁〔田中〕。

(iii) 論文集の場合

単著の場合：①著者名 ②書名 ③発行所及び発行年 ④引用参照箇所の頁（既発表論文を収録したものの場合にはさらに⑤収録論文発表年、また⑥同一著者による別論文（初出）や著書（初出）の引用がある場合の注記）

《注》④：引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。

- ⑤⑥：収録論文の発表年を〔初出、収録論文発表年〕という形で表記する。既存公表論文をまとめた論文集のうち、論文集公表時の書き下ろし部分を引用する場合には、〔書き下ろし〕と表記する。同一著者による当該著書とは別の初出論文・著書が同一注で引用されており、かつ当該著書を後の注で引用する場合には、後の注での引用形式を、執筆者の姓と当該著書の略称で〔〕内表記しておく。

記念論文集など共著の場合：①論文著者名 ②論文名 ③論文集編著者名 ④書名 ⑤発行所及び発行年 ⑥論文最初の掲載頁、⑦引用参照箇所の頁（既発表論文を収録したものの場合は、さらに⑧収録論文発表年）

《注》⑥：論文最初の掲載頁は省略してもよい。

【例】

☆清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房・1995年）70頁〔初出、1966年〕。

☆清永敬次・租税回避の研究（ミネルヴァ書房・1995）70頁〔初出、1966〕。

★中川一郎「税法における発展史的な研究方法」税法研究所編『法学博士中川一郎先生生誕80年記念税法論文集』（税法研究所・1989年）249頁、258頁。

□清永敬次「給与所得をめぐる課税上の法律関係」芝池義一ほか編著『租税行政と権利保護』（ミネルヴァ書房・1995年）329頁、338頁〔初出、1987年〕

《前掲書の表記》：著者の姓・前掲注（執筆原稿中で最初に引用参照した注の番号）引用参照箇所の頁・（もしあれば）収録論文発表年。初出時に著書略称を示してある場合には、その形式に従う。初出注と同一注内で引用する場合には、執筆者の姓・引用参照箇所の頁、または同書・引用参照箇所の頁として表記する。同一注内で同一姓の複数執筆者がいる場合、及び直前の注でその書籍のみ引用する場合の形式は、(1)雑誌論文の例に従う。

【例】

☆清永・前掲注(45)70頁〔初出、1966年〕。

★中川・前掲注(50)258頁。

■田中治「租税行政の特質論と租税救済」芝池ほか・前掲注(25)27頁、29頁。

(iv) 税制調査会答申・税制改正大綱・各種報告書

○単行本としての引用方法に従うが、ページ数の代わりに見出し引用でもよい。発行年（月日）は答申等の表記に従う。発行所がなければ省略する。閣議決定の税制改正大綱は、著者名なしで引用し、閣議決定された年月日を明示する（前掲書の表記時には『大綱名』・前掲注○の形式で引用する）。インターネット上で取得したものについても URL を省略する。

【例】

☆税制調査会『長期税制のあり方についての答申』（昭和43年7月）7頁。

☆税制調査会『長期税制のあり方についての答申』（昭和43年7月）第1・3。

★『令和 6 年度税制改正の大綱』（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）I-1（国税）(2)。
□自由民主党・公明党『令和 6 年度税制改正大綱』（令和 5 年 12 月 14 日）1-2 頁。
■一般財団法人資産評価システム研究センター『家屋に関する調査研究—家屋評価における諸課題の検討—』（2024 年 3 月）4 頁。

(v) 改正税法のすべて・税制改正の解説

○改正税法のすべて及び財務省 HP の税制改正の解説は、単行本（共著）としての引用方法に従う。ただし改正税法のすべては、①編著者名と⑤執筆者名を省略してよい。税制改正の解説は、①編著者名を「財務省 HP」とし、③発行所及び発行年は省略した上で、最終確認日を明示する。この場合も⑤執筆者名は省略してよい。

【例】

☆内藤景一郎ほか『改正税法のすべて（令和元年版）』（大蔵財務協会、2019 年）85 頁 [田名後正範ほか執筆]。
☆『改正税法のすべて（令和元年版）』（大蔵財務協会、2019 年）85 頁。
★財務省 HP『令和元年度 税制改正の解説』85 頁 [最終確認日：2024 年 6 月 1 日]。

(vi) シャウプ勧告（日本語訳版）

○シャウプ勧告は、②書名と③発行年に加えて、該当箇所の見出しで引用する。ただし、直前の注で同じ勧告のみ引用するときは、同上・該当箇所の見出しでもよい。この場合、同じ見出しを参照する場合は、引用参照箇所の見出しを省略し、同上のみでもよい。

【例】

☆『シャウプ使節団日本税制報告書』（1949 年）巻 I・第 2 編第 7 章 A 節。

(vii) 加除式書籍

○DHC コメントールや会社税務釈義のような加除式書籍は、単独著書の例によるが、ただし発行年は省略し、最終加除日等（例えば DHC コメントールでは 1 巻冒頭にある）を最終加除日・最終追録発行日などと明示する。

【例】

☆武田昌輔監修『DHC コメントール消費税法 2』（第一法規）3100 の 11 [最終追録発行日：2022 年 3 月 5 日]。

(3) 判例評釈

①執筆者名 ②判批 ③掲載雑誌名 ④掲載巻号頁 ⑤発行年 ⑥引用参照箇所

《注》②：判例批評、判例研究、判例解説等の判例評釈は「判批」と表示する。ただし、法曹時報等に掲載された「最高裁判所判例解説（調査官解説）」は、「判解」と表示する。

③：掲載雑誌名は略称（法律編集者懇話会等編「法律文献等の出典の表示方法」参照）を用いてもよい。ただし判例百選（別冊ジュリスト）及び重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）、（雑誌扱いとされる）『最高裁判所判例解説』は、それぞれ「租税判例百選（第○版）」「令和○年度重判解」「最判解民事篇（令和○年度・上）」と表記する。

④：引用参考文献の最初の掲載頁は省略してもよい。引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。

⑤：発行年は括弧（ ）を付ける。「年」の表記を省略してもよい。

⑥：⑤発行年の前に記してもよい。

【例】

☆清永敬次「判批」シュト 160 号 11 頁（1975 年）15 頁。

★田中治「判批」ジュリ 1555 号 11 頁（2021）。

□清永敬次「判批」租税判例百選（第 2 版）70 頁（1983）

■田中治「判批」平成 6 年度重判解 44 頁（1995 年）45 頁。

☆三宅知三郎「判解」最判解民事篇（令和 2 年度・下）343-345 頁（2023）。

《前掲判例評釈の表記》：執筆者の姓・前掲注（執筆原稿中で最初に引用参照した注の番号）引用参照箇所の頁。

ただし、直前の注でその判例評釈のみ引用するときは、同上・引用参照箇所の頁でもよい。この場合、同じ頁を参照する場合は、引用参照箇所の頁を省略し、同上のみでもよい。

【例】

☆清永・前掲注(5)15 頁。

★田中・前掲注(8)11 頁。

(4) 判例

○本文中の表記（フル表記）

【例】

☆最判平成 22 年 7 月 6 日民集 64 卷 5 号 1277 頁

★最判令和 2 年 3 月 24 日 [未公開・裁判所ウェブサイト未掲載] (平成 31 年 (行ヒ) 96 号) * 公判判例集・裁判所ウェブサイト・判例データベースのいずれにも掲載がない場合に限る。

○注での表記 (略記)

【例】

☆最判平成 22・7・6 民集 64-5-1277。

★最判令和 2・3・24 [未公開・裁判所ウェブサイト未掲載] (平成 31 年 (行ヒ) 96 号)。* 公判判例集・裁判所ウェブサイト・判例データベースのいずれにも掲載がない場合に限る。

《前掲判例の表記》前掲判例も同様に表記する。

○公判判例集には登載されていないが裁判所ウェブサイトに掲載されている判決は、その裁判所名及び判決年月日の表記の後に「裁判所ウェブサイト」と記載する。なお、「裁判所ウェブサイト」は「裁判所サイト」、「裁ウ」等と略記してもよい。

○掲載巻号頁の引用は必須だが、引用参照箇所は省略してもよい。引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。

○判例データベースの表記については、本執筆要領 13 (3) の「判例研究」に関する定めによる。

(5) 裁決例

○本文中の表記 (フル表記)

【例】

☆国税不服審判所裁決平成 4 年 2 月 24 日裁決事例集 No. 43・1 頁

☆国税不服審判所裁決令和 4 年 5 月 17 日 [未公開] (東裁 (法) 令和 3 年 115 号) * 裁決事例集及び判例データベースのいずれにも登載・収録されていない場合 (裁決要旨のみ国税不服審判所 HP にて公開されている場合を含む) に限る。

○注での表記 (略記)

【例】

☆国税裁平成 4・2・24 事例集 43-1。

☆国税裁令和 4・5・17 [未公開] (東裁 (法) 令 3-115)。* 裁決事例集及び判例データベースのいずれにも登載・収録されていない場合 (裁決要旨のみ国税不服審判所 HP にて公開されている場合を含む) に限る。

《前掲裁判例の表記》前掲裁判例も同様に表記する。

○裁判事例集の「No.○」は、「○集」と記載してもよい。

○掲載巻号頁の引用は必須だが、引用参照箇所は省略してもよい。引用頁が連続する場合には「○-○頁」と半角ハイフンでつなぐ。

○裁判事例集に搭載されていないが判例データベースに収録されている裁判については、[未公刊]と記した後、判例データベースを表記する。判例データベースの表記については、本執筆要領13(3)の「判例研究」に関する定めによる。また裁判事例集及び判例データベースのいずれにも搭載・収録されていない場合（裁判要旨のみ国税不服審判所 HP にて公開されている場合を含む）には、[未公刊]と記した後、支部と事件の種類（いずれも略記）、裁判番号を丸括弧にて表記する。

(6) 通達・事務運営指針・告示・文書回答事例・質疑応答事例など

○本文中の表記（通達名フル表記、数字は半角、バーは全角ハイフン。個別通達等は法令解釈通達などの種別「通達タイトルフル表記」（発遣年月日と整理番号）の順で表記する。個別通達などタイトルの表記が長く、かつ後に再引用する場合には、適当な略称名を付ける。原稿執筆時の現行通達等を引用する場合には改正情報は不要だが、現行通達以前の通達等を引用する場合には、改正情報を追記する。この場合の改正情報はその年月日と整理番号を付けるだけでよい。質疑応答事例は HP 上の公開情報なので(8)HP と同じく最終確認日を記載する。)

【例】

☆所得税基本通達 36-31 の 2 は「……」と定めている。

★国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）等関係通達 1-2（以下「調査等関係通達」）によれば、……

□法令解釈通達「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」（平成 21 年 12 月 17 日付課個 5-5。平成 22 年 6 月 18 日付課個 5-1 による改正前のもの。以下「大工等個別通達」という。）の「1 定義」は、……。

■事務運営指針「個人の青色申告の承認の取消しについて」（平成 12 年 7 月 3 日付課所 4-17 ほか 3 課共同）によると、……。

△令和 6 年の平均貸付割合につき、財務省告示「租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、令和 6 年の同項に規定する平均貸付割合を告示する件」（令和 5 年第 289 号）は、年 0.4%と定める。

▲文書回答事例「犯罪被害者等に対して支給される名取市の犯罪被害者等支援金の課税関係について」（令和 5 年 9 月 19 日仙台国税局）では、……。

☆質疑応答事例「共有地の分割」[最終確認日：2024 年 6 月 1 日] は、……

★情報「ストックオプションに対する課税（Q&A）」（令和 5 年 7 月 7 日付個人課税課情報第 7 号他 4 課共同）1 頁（問 1）によると、……

○本文中の括弧内での表記及び注での表記（通達名略記、数字は半角、バーは全角ハイフン。個別通達などは本文中の表記に従い、法令解釈通達などの種別「通達タイトルフル表記」（発遣年月日と整理番号）の順で表記する。この場合、表記が長く、かつ後に再引用する場合には、適当な略称名（インボイス通達など）を付ける。）

【例】

☆所基通 36-31 の 2

★国税通則法第 7 章の 2（国税の調査）等関係通達 1-2（以下「調査等関係通達」）

□法令解釈通達「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」（平成 21 年 12 月 17 日付課個 5-5。平成 22 年 6 月 18 日付課個 5-1 による改正前のもの。以下「大工等個別通達」という。）

《注》「注」では、句点を付して例えば「所基通 36-31 の 2。」と表記する。

《前掲通達の表記》前掲通達も同様に表記する。初出時点で略称名が示されている場合には、本文中で初出の場合には略称名で、中で初出の場合には略称名・前掲注（注番号）の形式で引用する。

【例】

★調査等関係通達 1-2 *本文中初出の場合。

□大工等個別通達・前掲注(3)2(2)。 *注において初出の場合。

(7) 国会議事録

○pdf 版に準拠して引用する。後に再引用する場合には、適当な略称名を付ける。

【例】

☆第 193 回国会参議院予算委員会会議録第 11 号 2 頁（平成 29 年 3 月 13 日）[安倍晋三内閣総理大臣の発言]。

(8) HP（ホームページ）

○HP 名（URL [最終確認日]）。HP 名の表記が長く、かつ後に再引用する場合には、適当な略称名を付ける。

【例】

☆この点については、日本税法学会 HP（<https://zeihogakkai.com/> [最終確認日：2022 年 12 月 12 日]）参照。

(9) 新聞

○新聞名と発行年月日朝夕刊別、発行地域（版）、掲載頁で引用する。新聞社のデータベース上の掲載記事を引用する場合には、データベース上の書誌に基づいて朝夕刊別や発行地域（版）を示した上で、（）でデータベース名を表示する。執筆者名がフルネームで明示され、見出しが明らかな場合には、(1)雑誌論文の形式で引用してもよい。この場合、執筆者名と見出しに続けて、新聞名と発行年月日朝夕刊別、発行地域（版）、掲載頁を表記する（発行年を別に表記する必要はない）。後に再引用する場合には、原則として「○○新聞記事・前掲注（○）」として引用するが、同一注内で同一掲載紙の記事がある場合、(1)雑誌論文の例に従って適当な略称名を付ける。

【例】

☆「関空連絡橋道、通行税を容認 泉佐野市検討委」朝日新聞 2008 年 8 月 2 日朝刊大阪本社版 7 頁（朝日新聞クロスサーチ）。

☆朝日新聞記事・前掲注(20)7 頁。

2 その他の注意事項

(1) 用語等の略語・略称の表記

○原稿中で略語・略称を用いる場合には、当該用語等を原稿において最初に用いる箇所で当該用語等の後に括弧を付して、（以下「□△☆」という）と表記する。

(2) 本文・注で原文を全部又は一部そのまま引用する場合

○かぎ括弧（「」）の中に引用箇所を原文に忠実に記載する。

例：「従つて税法規を適用するにあつては、政令や省令の規定が果して法律の委任規定であるか否かを検討しなければならぬ。」

○一部抜粋して引用する場合は、省略部分を半角・(ナカグロ)6 個で表記する。

例：「税法規を適用するにあつては、政令……の規定が果して法律の委任規定であるか否かを検討しなければならぬ。」

○注では、当該引用箇所の頁を記載し、句点を付す。

例：中川一郎「税法の法源と税法規の解釈—取扱通達について—」税法 1 号 24 頁（1951 年）25 頁。

(3) 本文・注で原文を全部又は一部そのまま引用するのではなく要約したり解釈を交えて引用する場合

○注では、当該引用箇所の頁を記載し「参照」を記し句点を付す。

例：中川一郎「税法の法源と税法規の解釈—取扱通達について—」税法 1 号 24 頁（1951 年）25 頁参照。